

2020年度 リーグ戦罰則規定について

東京都社会人ハンドボール連盟

新型コロナウイルスの影響により、各チーム試合参加に影響がでることを考慮し、2020年度に関して罰則規定を下記で運用します。

赤字部分が2020年度特別に変更して運用する箇所です。

2. リーグ戦罰則規定

- (1) リーグ戦の運営に支障ある行為については、バッドマークを与え、その数に基づいて処分を行う。
- (2) バッドマーク1につきリーグ戦における勝ち点を1減らす。
- (3) 年間を通してバッドマークが5となったチームは、次年度は最下部最下位とする。
- (4) 以下の場合は、当該チームの次年度の登録を認めない。
 - ① 年間を通してバッドマークが6以上となった場合。
 - ② 代表者会議に欠席した場合。(欠席したその年度はバッドマーク3を課する)
 - ③ 2年連続でバッドマークがついた場合。認めるか否かは理事会において決定する。
- (5) 2年連続でなくても、バッドマークを与えられる行為を繰り返したチームについては、登録を認めないことがある。認めるか否かは理事会において決定する。
- (6) 以下の場合は、チーム・選手・役員活動を停止することがある。停止するか否かは理事会で決定する。
 - ① 言語、行動などで、極めて著しいスポーツマンシップに反する行為があった時。
 - ② その他、理事会が認めた時。
- (7) 次の事項に該当した場合は、バッドマーク1とする。
 - ① **8日前までに連絡の上、試合を棄権した場合。(その年度内の1回目は猶予する)**
→8日前までに連絡の上、試合を棄権した場合はバッドマークは無しとする。
 - ② 会場作成担当チームが、試合開始に間に合うようにコートを作成しなかった場合。
 - ③ オフィシャル担当チームが、円滑に競技の運営を行わなかった場合。
(第1試合のオフィシャルは、30分前にオフィシャル席に着く。)
 - ④ 会場整理担当チームが、最終戦後の会場整理を行わなかった場合。
 - ⑤ 審判講習会に出席しなかった場合。
 - ⑥ 競技規則の内容を満たさない状態でオフィシャルを行った場合。
 - ⑦ 人数によらず登録証を忘れた場合。(試合への参加は認める)
- (8) 次の事項に該当した場合は、バッドマーク2とする。
 - ① 特に認められた会場以外に車で来場した場合。
 - ② 指定された場所以外から会場に入場した場合。
 - ③ 指定された場所以外の施設に立ち入った場合。
 - ④ 指定された喫煙場所以外で喫煙した場合。
 - ⑤ 指定された場所以外で飲食した場合。
 - ⑥ ごみを持ち帰らず、会場内に残す、あるいは捨てた場合。
 - ⑦ 体育館に土足で上がった場合。
 - ⑧ 体育館で松ヤニ・松ヤニスプレー、その他会場を汚すものを使用した場合。
 - ⑨ **7日前から前日までの間に連絡の上、試合を棄権した場合。**
→7日前から前日までの間に連絡の上、試合を棄権した場合はバッドマーク1とする。
- (9) 次の事項に該当した場合は、日本ハンドボール協会の規定に基づき棄権とみなしバッドマーク3とする。
 - ① **試合開始時に選手が5名に達しない場合。**
→試合開始時に選手が5名に達しない場合は、バッドマーク2とする。
- (10) 次の事項に該当した場合は、バッドマーク4とする。
 - ① 会場に誰も来なかった場合。(オフィシャル等を行わなかった場合のバッドマーク1は付加しない。)
- (11) 次の事項に該当した場合は、バッドマーク4以上とする。その数については理事会で決定する。
 - ① 参加資格のない者が試合に参加した場合。
- (12) 次の事項に該当した場合は、バッドマーク1以上とする。その数については理事会で決定する。
 - ① 所定の手続きや会議の時間に遅れた場合。
- (13) その他 新型コロナウイルスの影響によるバッドマークは理事会でその数を決定する。**